

# 放送大学学長選考会議における学長選考等の手続に関する規程

平成 26 年 10 月 30 日

学長選考会議規程第 1 号

改正 平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 10 月 1 日、  
令和 2 年 3 月 27 日、令和 3 年 11 月 24 日

## (趣旨)

第 1 条 放送大学学園寄附行為第 31 条第 2 項及び放送大学学長選考会議規則（平成 26 年放送大学学園規則第 1 号）第 9 条の規定に基づく学長の選考に関しては、この規程の定めるところによる。

## (選考の基準)

第 2 条 学長選考会議は、放送大学学長の任免の基準及び任期に関する規則（平成 26 年放送大学学園規則第 2 号）（以下「学長任免基準等規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する選考の基準を定め、又は変更したときは、当該基準を理事長に通知するものとする。

## (学長候補適任者の推薦)

第 3 条 学長選考会議は、第 2 条に規定する選考の基準に基づき、次の各号に掲げる者から学長候補者となるべき適任者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を受けることができる。ただし、自薦は認めない。

### 一 学長選考会議委員

### 二 教授会の構成員

2 前項第 1 号に規定する者は、単独で 1 人を推薦することができる。

3 第 1 項第 2 号に規定する者は、15 人以上の連署をもって 1 人を推薦することができる。ただし、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成 15 年放送大学学園規則第 3 号）第 9 条第 2 項に規定する 2 以上のコースの構成員が含まれていなければならない。

4 前項に定める推薦は、第 1 項第 2 号に規定する者 1 人につき 1 回に限るものとし、重複して推薦者となった場合は、当該推薦者の全ての推薦を無効とする。

5 推薦者（第 1 項第 2 号に規定する者が推薦する場合においては学長候補適任者を推薦する代表者をいう。）は、所定の推薦書及び推薦理由書を学長選考会議に提出するものとする。また、第 1 項第 2 号に規定する者が推薦する場合においては、推薦者名簿を併せて提出するものとする。

6 前項の提出を行う場合は、学長候補適任者本人の同意書を添付するものとする。

## (所信表明書等の提出)

第 4 条 学長選考会議は、前条の推薦を受けた学長候補適任者から、学長候補者となることについて承諾を得た上で、所信表明書、経歴書及び誓約書の提出を求めるものとする。

## (面接の実施)

第 5 条 学長選考会議は、学長候補者に対して面接を実施するものとする。

## (意見聴取)

第 6 条 学長選考会議は、学長候補者について教授会の意見の聴取を求めることができる。

2 学長選考会議は、前項の求めを行う場合について、推薦書、推薦理由書、所信表明書

及び経歴書を教授会に示すことができる。

(学長予定者の決定)

第7条 学長選考会議は、推薦書、推薦理由書、所信表明書、経歴書、第5条に定める面接の結果及び前条第1項に定める意見聴取の結果を総合的に判断して選考を行い、合議により学長となるべき者（以下「学長予定者」という。）を決定する。

2 前項の規定により学長予定者を選考できないときは、学長選考会議委員による単記無記名投票により選考するものとし、有効投票数の過半数を得た者を学長予定者とする。ただし、過半数を得た者がないときは、得票多数の者2人について単記無記名による決選投票を行い、得票多数の者を学長予定者とする。

3 前項ただし書きの決選投票において得票が同数のときは、議長の決するところによる。  
(選考結果の申出)

第8条 学長選考会議は、前条による学長予定者の決定を行ったときは、当該選考の過程、結果及びその理由を理事長に申し出るものとする。

(業務執行状況の確認及び評価)

第9条 学長選考会議は、学長の業務執行状況について、原則として毎年度確認を行い、学長に任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度及び3年を経過した日の属する年度並びに学長に再任された日から起算して1年を経過した日の属する年度に評価を行うものとする。

2 学長選考会議は、前項の確認のため学長に対して報告を求め、及び面接を実施するものとする。  
3 第1項に定める評価を行ったときは、当該結果を理事長に通知するものとする。  
(弁明の機会)

第10条 学長選考会議は、学長任免基準等規則第5条による学長の免職を申し出るにあたっては、学長に対して弁明の機会を設けるものとする。

(選考に関する細則)

第11条 この規程の施行にあたり必要な細則は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

附 則（平成26年12月26日）

この規程は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月24日）

この規程は、令和3年1月24日から施行する。